

第24回博多港地方港湾審議会 議事録要旨

1 日 時 平成22年2月8日(月) 13:30~15:00

2 場 所 福岡国際会議場5階 501会議室

3 審議内容

(1) 博多港港湾計画の一部変更について

① アイランドシティ地区

・土地利用計画の変更：23ha(工業用地→港湾関連用地)

② 東浜ふ頭地区

・土地利用計画の変更：4ha(工業用地→都市機能用地)

(2) 博多港臨港地区指定の変更について

① アイランドシティ地区(臨港地区の追加) : 58.1ha

② 東浜ふ頭地区(臨港地区の解除) : 4.3ha

4 議事メモ

(1) 市長から審議内容について諮問を受け、審議に入る。

(2) 会長が事務局へ審議内容の説明を求め、事務局から説明。

(3) 審議内容についての質疑・意見交換等(内容は以下のとおり)

(会長) アイランドシティ地区での土地利用計画変更(新青果市場の立地)を受けて、幹線臨港道路の配置等を変更する予定があるか。

また、新青果市場からの出入り車両による周辺交通への影響や対応についてどう考えているのか。

(事務局) 現計画の幹線臨港道路ネットワークで対応できると考えており、変更する予定はない。

(事務局) また、市場を始めとするアイランドシティからの出入りや通過交通量による幹線道路及び主要交差点への影響について分析しており、円滑な物流を確保するための主要交差点(片男佐橋・箱崎ふ頭中央交差点)の改良等について関係局と取組を進めていくこととしている。

(委員) 青果業界は、市場関連用地の分譲価格を下げたい意向を持っているが認識しているか。

また、土地の価格についてはどのように考えているのか。

(事務局) 関係業界の意向は承知している。局としても、青果市場本体及び関係事業者の方に円滑に移っていただきたいと考えている。市工区の土地分譲価格は、財政局が所管する不動産価格評定委員会が示す評価額がベースになるが、適正な評価額の範囲内で円滑な土地分譲が行えるよう関係部局と連携しながら対応していく。

(委員) 東浜ふ頭地区においては、今回の臨港地区の解除で都市高速道路から東側の臨港地区は全てなくなるのか。また、博多ふ頭地区や中央ふ頭地区の基部においては臨港地区を残したままなのか。

(事務局) 東浜ふ頭においては、今回の臨港地区の解除で都市高速から東側の臨港地区はなくなる。

博多ふ頭・中央ふ頭地区の基部については臨港地区の指定を変更する予定はない。

(委員) 東浜ふ頭の臨港地区解除は前向きなことなので賛成。須崎ふ頭地区においても、都心に近く来街者の正面玄関となる地区であるため、臨港地区を解除し、まちづくりを行うべきではないか。

(事務局) 須崎ふ頭は、現在、穀物や鋼材を取り扱う重要な港湾物流機能を担っている地区である。一方、昨年2月に提言をいただいた博多港長期構想の「中間とりまとめ」の中で、長期的な展望に立って、まちづくりへの転換を検討していくこととされており、これを踏まえて対応していきたい。

(委員) アイランドシティ地区のコンテナターミナルとしての機能強化を図るため、九州縦貫自動車道と直結した自動車専用道路の導入に積極的に取り組むべきと考えるが。

また、アイランドシティから片男佐橋までの道路は非常に混雑するが、何か対策を考えているのか。

(事務局) アイランドシティへの自動車専用道路の導入については、現在、担当局において都市計画決定に向けた手続きを進めており、早期に供用できるよう市として取り組んでいるところである。

また、平面道路で将来混雑が予想される交差点等については、関係局と連携して、交差点改良等の対応に取り組んでいく。

(委員) 東浜ふ頭地区の臨港地区を解除するエリアの地権者から同意は得ているのか。また、解除により土地利用の規制が強くなったりすることはないのか。

(事務局) 地権者には話をしており理解を得ている。

なお、土地利用の規制については、都市計画上の用途地域と臨港地区による二重の規制が行われているものであり、一般的に臨港地区を解除すると規制が緩和されるものである。

(委員) アイランドシティの今回変更箇所の横に「廃棄物処理・活用用地」とあるが、これは何か。

(事務局) 博多港の浚渫土砂を受け入れて埋立てを行うにあたっての事業手法の名称であり、土地利用として廃棄物処理施設等を立地するものではない。

(会 長) 特に反対意見等はないことから、諮問案について「全員賛成」として、とりまとめたいがよろしいか。

— 全員了承 —

(会 長) 了承をいただいたので、本審議会は諮問案を承認するものとする。